

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1 この規程は、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき奈良県（以下「県」という。）が登録した企業であることを表示するためのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を登録企業が使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2 ロゴマークの著作権等一切の権利は、県に帰属する。

(ロゴマークの使用の範囲)

第3 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業に登録している企業等
- (2) その他、県がロゴマークの使用を認めた者

(ロゴマークの使用方法)

第4 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。この場合において、県への使用申請は要しない。ただし(1)については、印刷物等の仕様によりそれにより難しい場合は、別途協議を行うものとする。また、(5)については、使用が適当であると考えられる場合は、使用前に別途協議を行うものとする。

- (1) 別図以外の色を用いたロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークの図形の変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）や、他の図形に重ねての使用、もしくは別図に定める文字以外の文字との同時使用をすること。
- (3) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (4) 特定の個人等の売名に使用すること。
- (5) 営利目的に使用すること。
- (6) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
- (7) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (8) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (9) 知事からロゴマークの使用を禁止された者がロゴマークを使用すること。
- (10) 前各号に掲げるものの他、不適切だと知事が認める場合にロゴマークを使用すること。

2 ロゴマークの使用料は無償とする。

(遵守事項)

第5 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に定める使用条件に従うこと。

- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

(使用者の責任)

第6 使用者がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(ロゴマークの使用禁止)

第7 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合その他ロゴマークを使用することが適当でないと知事が認めた場合、知事は当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。

(報告)

第8 知事は、ロゴマーク使用者に対して、必要に応じてその使用状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第9 この使用規程は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附 則

この規程は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別図)



**奈良県社員・シャイン
職場づくり推進企業**

【カラー指定】

 : C100 Y100
DIC 2561

 : Y100
DIC 568

 : C50 Y100
DIC 2545

 : C100 M100
DIC 2608